

## 無意識の思い込みを打ち破ろう

日常生活の様々な場面において、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づいた認識は見られます。例えば特定の職業と性別を結びつけることや、個人の性格、趣味などと性別を結びつけること。これらは、無意識の思い込みに起因するものであり、性別が何らかの性格的特性（例：女の子はおとなしい、男の子は活発）や職業（例：消防士＝男性、保育士＝女性）等と関わらないにもかかわらず、無意識の思い込みによって、社会一般に広く、そのように認識されている場合があります。男女共同参画社会の実現のためには、このように社会一般に根強く残っている無意識の思い込みを解消し、性別を理由とする不当な取り扱いや選択の自由を狭めることを無くしていく必要があります。



## 男女共同参画社会の実現に向けて

本計画は、家庭や地域、職場など広範多岐にわたるものであり、今まで以上に町民や事業所、各種団体などの理解と協力が必要となります。そのため、町民と事業所、行政が一体となって協働で施策や事業の推進に取り組んでいく必要があります。

町民の皆さんは、男女共同参画に関する講演会や講座に積極的に参加し、男女共同参画社会の実現に向けて、身近なところから実践しましょう。

事業者の皆さんは、性別職域分離やハラスメントを無くし、男女が共に働きやすい環境の形成に心がけ、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指しましょう。



本計画の詳細版は益子町ホームページより閲覧できます。

お問い合わせ 益子町教育委員会 生涯学習課 TEL 0285-72-3101

概要版



～すべての人が自分らしく生きていける社会の実現に向けて～



## ましこ男女共同参画プランとは

ましこ男女共同参画プランは、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法、DV防止法の3つの法律に基づいて策定している町の計画です。益子町では、この計画に基づいて町内における男女共同参画の推進に取り組んでいます。

町は、第2期計画期間の終了にあたり、益子町男女共同参画意識調査を実施しました。この調査の結果見えてきた社会の現状と課題を踏まえて、男女共同参画のさらなる推進において、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする、第3期ましこ男女共同参画プランを策定しました。

## 計画の基本理念

「すべての人が自分らしく

生きていける社会の実現に向けて」

少子高齢化や人口減少による政治、経済活動等の担い手不足が社会的課題として挙げられる中で、男女共同参画社会の実現は地域の持続可能性にとって重要な意義があります。

男女共同参画社会の実現には、性別を理由とする不当な取り扱いや選択の自由を狭めることを無くしていく必要があります。

## 計画の基本目標

- 基本目標 1 「男女共同参画を実現するための意識づくりと実践」
- 基本目標 2 「あらゆる分野における男女共同参画の促進」
- 基本目標 3 「人権意識を高め、DV・ハラスメント等の暴力を許容しない社会を目指して」

# プランの内容

## 基本目標1 「男女共同参画を実現するための意識づくりと実践」

### 男女共同参画社会の実現に向けた啓発

性別や性自認などによる差別や偏見を無くし、誰もが互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ社会を形成することは、男女共同参画社会の実現にとって必要不可欠です。町は、ホームページや広報を活用した情報提供や講演会等による男女共同参画の意識向上に努めます。

### 男女共同参画社会を担う人財の育成

男女共同参画社会の実現のためには、固定的性的役割分担意識にとらわれない、多様な選択を行いうる教育の充実が不可欠です。そのため、男女共同参画社会を担う人財の育成に向けて、家庭教育学級、女性講座、ましろ未来大学等において、男女共同参画に関する学習機会の創出に努め、学校・家庭・社会における男女平等に基づいた教育を推進します。



## 基本目標2 「あらゆる分野における男女共同参画の促進」

### 女性へのエンパワメント

男女格差の度合いを測る指数である GGI\*において日本は156か国中120位であり、諸外国と比較しても、大きく後れを取っています。日本は、特に経済、政治分野において男女格差が大きく、男女共同参画社会の実現には、女性の政治参画と経済、社会的自立は不可欠です。本計画では、町の審議会等における女性委員の積極的登用や、女性活躍推進法に基づく施策を推進します。

\*GGI: Gender Gap Index ジェンダーギャップ指数

### ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家庭への参画の推進

男女共同参画の促進には、男性の家庭への参画が必要不可欠です。国は、従来の男性中心型労働慣行からの脱却を図り、「働き方改革関連法」の施行等、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を目指しています。町は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等への情報提供や、国、県の実施している施策について普及啓発等を行っていきます。

## 基本目標3 「人権意識を高め、DV・ハラスメント等の暴力を許容しない社会を目指して」

### 人権啓発施策

配偶者等からの暴力であるDVや高齢者、児童への虐待、ハラスメント等は、決して許されるものではありません。DV等の根深い問題は、加害者も被害者も、これくらいは普通のことだと合理化し、それが犯罪行為をも含む人権侵害であると認知していないことにあります。そのためDVやハラスメント行為に関する啓発活動を行い、これらの被害の防止に努めます。

### SOGI(性的指向・性自認)に関する啓発

セクシャリティやジェンダーは多様性を持ったものです。しかし、「男/女らしさ」という価値観に代表されるステレオタイプの押し付けに起因するハラスメントがまだまだ存在します。また、近年、LGBTQといった、これまで社会に見遇われてきた性的少数者の権利に光が当てられつつあります。SOGIは人権と密接な関わりがあり、SOGIに関する人権啓発を積極的に行っていきます。

### DV等防止施策

町は、県、警察、支援団体等と連携し、DV防止、被害者保護に努めています。DVとは身体的な暴力だけでなく精神的な暴力や経済的な暴力など様々な形態を含みます。本計画では、DV等人権侵害や暴力被害の根絶を目指し、女性に対する暴力をなくす運動等による人権意識の向上およびDV相談窓口の周知に努め、困難を抱える人たちが、一人で抱え込まないための施策を行います。

### 基本目標1 成果指標

成果指標	男女共同参画に関する講座、研修会の開催回数	現状値 1回 (令和3年度)	目標値 年間2回以上 参加者100人以上
	固定的性的役割分担意識を持たない町民の割合	現状値 56.7%	目標値 70%

### 基本目標2 成果指標

成果指標	男女の地位の平等感について(社会全体において)平等と捉える町民の割合	現状値 18.6%	目標値 30%
	審議会等における女性委員の割合	現状値 27.8% (令和3年度)	目標値 35%

### 基本目標3 成果指標

成果指標	DV防止法の認知度(法律があることもその内容も知っている)	※参考値 20%	目標値 50%
	相談窓口の認知度	※参考値 75%	目標値 100%

※参考値は、内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度)の数値であり、この数値を参考に本計画の目標値を設定します。